

# 市・都民税、所得税の申告は

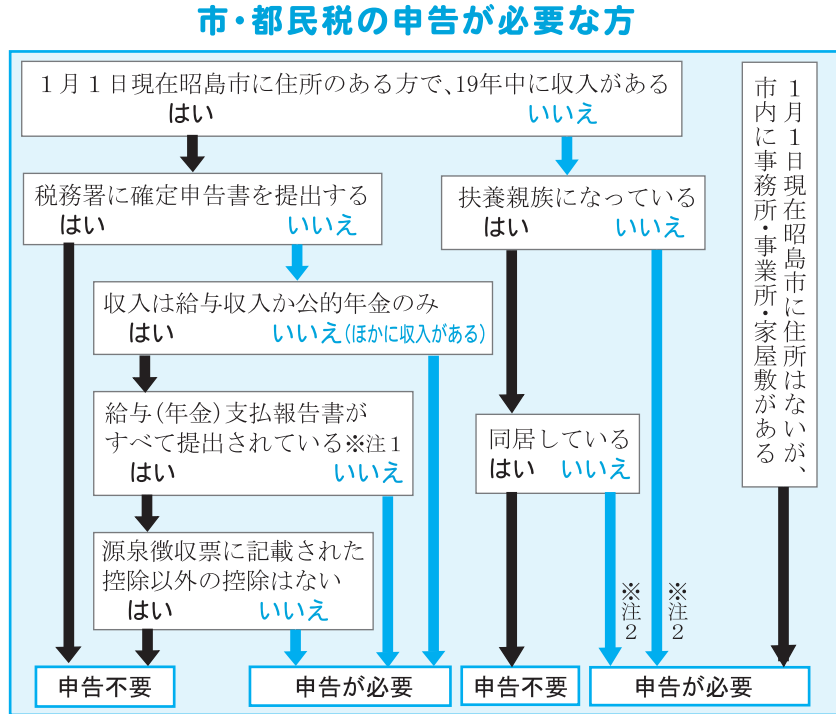
## 2月18日(月)から受け付けます

### 市・都民税の申告は市役所へ

※詳しくは、市役所市民税係へ。

### 市・都民税申告が必要な方 申告に必要なもの

左の図を参考に、該当する方は ①市・都民税申告書と印鑑  
申告書をしてください。 申告書は1月末に発送しまし



※注1 給与支払報告書の提出の確認は給与支払者をお願いします。  
※注2 非課税証明書の発行や国民健康保険などの資料にします。

たが、届かない場合は連絡してください。申告書は、市役所市民税係、東部出張所、あいぼっく、武蔵野会館にもあります。

3 ページの表をご覧ください。  
市・都民税申告書は 郵送でも受け付けます  
次の場合は、郵送でも受け付けます。申告書と必要書類を同封

し、3月17日(必着までに〒196-8511 市役所市民税係へ郵送してください。  
\*給与所得のみの方で、年末調整を受けた源泉徴収票を添付するだけの申告書  
\*収入がなかった方で、申告書の裏に該当事項を記入した申告書

### 市・都民税平成20年度税制改正の主な内容

【住民税の住宅ローン控除】  
税源移譲により所得税が減ったことで、住宅ローン控除可能額が所得税より大きくなり、控除額が引ききれなくなる場合があります。そのため、控除しきれない分を住民税の課税額(所得割)から控除する制度ができました。1月1日にお住まいの区市町村で(所得税の確定申告をする方は税務署で)、3月17日までに申告してください。

【損害保険料控除は 地震保険料控除に】  
近年の地震災害を受け、住宅や家財などの生活資産の地震

【経費措置を廃止】  
17年1月1日現在65歳以上で、所得が125万円以下の方に適用されていた経費措置を終了しました。  
※詳しくは、市役所市民税係へ。



### 所得税の申告は立川税務署へ

〜確定申告書は自分で書いて早めに提出を〜  
※詳しくは、立川税務署 ☎523 1181 へ。

### 確定申告が必要な方

- \* 事業所得や不動産所得がある方で、昨年中の各種所得金額の合計額から基礎控除などの所得控除を差し引き、その額に基づいて計算した税額が、配当控除の額を超える方
- \* 給与所得があり、次のいずれかに該当する方
  - ▽ 給与収入額が2000万円を超える
  - ▽ 給与所得、退職所得以外の所得の合計が20万円を超える
  - ▽ 給与の支払いを2か所以上から受け、年末調整されなかった給与などの収入金額と給与と所得以外の各種所得金額の合計が20万円を超える
- \* 土地、家屋やゴルフ会員権などを譲渡した方 など

### 申告書の作成会場・相談

下の表をご覧ください。  
確定申告書は 郵送でも受け付けます

申告書と必要書類を同封し、3月17日(必着)までに〒190-8565 立川税務署へ郵送してください。申告書の「控」が必要な方は、ボールペンで記入した控と、あて先を記入し切手をはった返信用封筒を同封してください。

### 所得税が還付されます

確定申告をする必要のない給与所得者でも、平成19年中に次のような理由で源泉徴収額が過

※黒ボールペン・電卓をお持ちください。

### 市・都民税申告、所得税申告の受け付けと相談

申告・相談	日 時	場 所	注 意
市民税・都民税申告	受け付け	2月18日(月)～3月7日(金) (土曜・日曜日を除く)	市役所 102会議室
		午前9時～午後5時	
	出張相談	3月10日(月)～17日(月) (土曜・日曜日を除く)	市役所 市民ホール
		2月26日(火) 2月27日(水) 2月28日(木)	玉川会館 武蔵野会館 あいぼっく
夜間受け付け	3月13日(木)・14日(金)	午後5時30分～7時30分	市役所課税課
休日受け付け	3月8日(土)・9日(日)	午前9時～午後4時	
年金受給者の方への申告指導相談会 (東京税理士協同組合)	2月5日(火)	午前9時30分～正午(11時まで受け付け)、午後1時～4時30分(3時30分まで受け付け)	☆作成した確定申告書は当日提出できますので必要書類をお持ちください。 ☆混雑時は早めに受け付けを終了する場合があります。
所得税・個人事業税及び住民税共同申告相談会	2月6日(水)	午前9時30分～11時30分	☆譲渡・相続・贈与関係の相談は行いません。 ☆税理士会が行う申告相談会では、高額所得者や相談内容が複雑な方の相談は受けません。
年金受給者の方のための申告書作成相談会	2月6日(水)	午後1時～4時	
税理士会が行う小規模納税者のための無料申告相談会 ※年金受給者・給与所得者の還付申告相談も実施	2月18日(月)～22日(金)	午前9時30分～正午(11時まで受け付け)、午後1時～4時(3時30分まで受け付け)	
所得税の確定申告(確定申告書作成・提出会場)		2月18日(月)～3月17日(月) (土曜・日曜日を除く)	☆正午～午後1時は、作成済み申告書の受け付けと確定申告用紙の配付のみ行います。 ☆3月31日まで立川税務署での作成はできません。
	休日開設	2月24日(日)、3月2日(日)	午前9時～午後4時

☆駐車場が混雑しますので、車での来場はご遠慮ください。

### 国税庁ホームページでも申告書が作成できます

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> の「確定申告書

等作成コーナー」を利用して申告書を作成し、印刷したものを、そのまま税務署に提出することができます(郵送可)。また、確定申告書の作成方法や税金に関する質問に答える「タックスアンサー」やインターネットでの電子申告など、確定申告に役立つ情報を掲載していますのでご利用ください。